主 文 本件抗告はこれを棄却すゐ。

本件抗告の要旨は、(一)申立人相手方A、相手方抗告人B間の横浜家事審判所昭和二十三年家(イ)第一八六号親権者選定調停事件において、昭和二十三年六月十八日当事者間に調停成立したが、右調停條項中には、相手方は事件本人たるCについて、親権者変更等の申立をしない旨の一項がある。右調停條項は確定審判と同一の効力を有するのであるから、相手方は右條項に反して親権者指定の申立はできないのである。

従つて、これに反する相手方の本件甲立は違法であり、これに基いてなされた原審判所の審判は取消さるべきである。(二)仮に本件申立が違法でないとしても、抗告人は原審において相手方の父Dは極めて非常識な性格異常者であり、これと同居する相手方は父母のいうことに盲従する自己を確立し得ない無性格な人間であるから、相手方が父母と同居して事件本人の親権者となつてこれを養育することは、事件本人の為めに不適当である所以を逐一証拠に基ずいて主張したのに拘らず、原審裁判所はこれを無視して相手方を事件本人Cの親権者に指定したのは失当であるから、原審判を取消し、抗告人をCの親権者と定めるか、又は本件を原審に差戻す旨の裁判を求める、というにある。

依つて抗告理由の(一)の点につき審按するに、相手方と抗告人とは昭和十九年 九月十一日婚姻し、同二十年三月七日事件本人たるCを儲けたが、昭和二十二年十 二月五日協議の上離婚をしたところ、右離婚の際Cに対し親権を行う者を定めず、そのまま新民法が施行されるに至つた為め、新民法附則第十四條の規定により、新民法施行後も相手方と抗告人とはCに対し引続き共同して親権を行うことになったのであるが、相手方は昭和二十三年中横浜家事審判所にCの親権者を定める調停申 (同庁昭和二十三年家(イ)第一八六号)親権者選定調停申立事件)同 立をなし、 年六月十八日に抗告人との間に調停成立し、右調停において、Aは事件本人Cの親 権者変更の申立をしない旨の合意をしたことは、本件記録中の抗告人Bの戸籍謄本 〈要旨〉及び右調停事件の調停調書謄本(記録五九丁)により明かである。而して新 民法附則第十四條は、右のように〈/要旨〉共同して親権を行つている父母は、協議でそめ一方を親権者と定めることができ、協議調わないときは、家庭審判所に協議に代る審判を請求することができることを定めているのであるが、右の規定は未及年 の子の保護を全うする為めの公益規定で強行法規であると解するのが相当であるか ら、右規定による審刺を求める申立をしないというような右規定に反しこれを排除 する趣旨め合意は法律上無効であると解すべきである。故に相手方と申立人が右調 停においてなした相手方AがCの親権者変更の申立をしない旨の合意は、右規定に 反し法律上無効であるといわなければならない。而して親権者を定める調停事件に おいて当事者間に合意成立しこれを調書に記載したときは、その調停條項は確定審判と同一効力を有するのであるが、それは調停における当事者の合意が法律上有効 なる場合に限り、それが法律上無効なる場合にかかる効力を生じないものというべ きである。何となれば調停における当事者の合意が法律上無効のものである以上こ れを調書に記載したからとて、無効の合意が有効となるに由ないからである。

故に相手方は前記の調停調書に記載された條項に拘束されるいわれはないから相手方がこれに反してなした本件親権者指定の申立は適法であつて、これを違法であるという抗告人の(一)の主張は理由がない。

るという抗告人の(一)の主張は理由がない。 次に抗告理由の(二)の点を審究するに、原審及び当審における機とに対するに、原審及び当審方は抗告養育の結果によると、相手方の公司では、一方のでは、

又、相手方が父母の意見に盲従する無性格な人間でCの養育を托するに足りないとの点については、原審における抗告人審問の結果はこれを原審及び当審における相手方審問の結果と対照して採用できないし、却つて右相手方審問の結果に徴すると、相手方は相当はつきりした性格でCの養育を委ねられないような無性格な女性でないことがわかる。

以上認定の通りであるから抗告人の(二)の主張は採用できないし、又本件記録 全部を通して見ても、他に相手方をCの親権者と定めるについてこれを不適当とす るような特段の事情は認められない。

従つて現在母たる相手方の手許に養育されている満五年に満たない幼児であるCを相手方の手から引離して、独身で自分の手で養育の任に与り得ない現状にある抗告人を親権者とすることは、どうしてもCの為めに幸福をもたらす所以とは考えられないから少くとも現在においては相手方をCの親権者としてこれを養育せしむることがCの為めに適当であるといわざるを得ない。

然らばこれと同趣旨にいで相手方をCの親権者と定めた原審制は相当であつて、 抗告人の本件抗告は理由がないからこれを棄却すべきである。

依つて主文の通り決定する。

(裁判長判事 大野璋五 判事 柳川昌勝 判事 浜田宗四郎)